

特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）

（下線部は変更部分）

変 更 案	現 行
<p>第6 特定個人情報保護評価の実施時期</p> <p>1 新規保有時</p> <p>行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。</p> <p>(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期</p> <p>ア 通常の場合</p> <p>規則第9条第1項の規定に基づき、プログラミン開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第6 特定個人情報保護評価の実施時期</p> <p>1 新規保有時</p> <p>行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。</p> <p>(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期</p> <p>ア 通常の場合</p> <p>規則第9条第1項の規定に基づき、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、プログラミン開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することができる。</p> <p>イ 委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合</p> <p>規則第9条第1項の規定に基づき、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定することができる。</p> <p>ウ 経過措置</p> <p>この指針の適用の日から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミンを開始する場合は、プログラミン</p>

当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ～オ (略)

様式2 特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

表紙 (略)

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	
②事務の概要	
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用 法令上の根拠	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	
②所属長の役職名	
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	

II・III (略)

人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ～オ (略)

様式2 特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

表紙 (略)

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	
②事務の概要	
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用 法令上の根拠	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	
②所属長の役職名	
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	

II・III (略)

(新設)

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報提供記録簿の種類	[]	<p><選択時></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報情報の入手(情報提供ホットワークシステムを通じて入手を除く。)	[]	<p><選択時></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報情報の使用	[]	<p><選択時></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]	<p><選択時></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> <p>[] 委託しない</p>
5. 特定個人情報情報の提供、委託(委託や情報提供ホットワークシステムを通じての提供を除く。)	[]	<p><選択時></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> <p>[] 提供、委託しない</p>
6. 情報提供ホットワークシステム上の提供	[]	<p><選択時></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> <p>[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)</p>
7. 特定個人情報情報の取扱い方法	[]	<p><選択時></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査	[]	<p><選択時></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
9. 従業員に対する教育・啓発	[]	<p><選択時></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 十分に回っていない</p>

変更箇所(略)

変更箇所(略)

特定個人情報ファイルを取り扱う理由	特定個人情報ファイルを取り扱う理由
①事務実施上の必要性	①事務実施上の必要性
②実現が期待されるメリット	②実現が期待されるメリット
5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※
①実施の有無 []	①実施の有無 []
②法令上の根拠	②法令上の根拠
7. 評価実施機関における担当部署	7. 評価実施機関における担当部署
①部署	①部署
②所属長	②所属長
8. 他の評価実施機関	8. 他の評価実施機関
(別添1) 事務内容 (略) II～VI (略)	(別添1) 事務内容 (略) II～VI (略)
(別添3) 変更箇所 (略)	(別添3) 変更箇所 (略)

附 則
(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第6の1(1)の規定並びに第9の2(1)ア、同(2)ア及び同(3)ア中「部署」を「部署及び所属長の役職名」に改める部分並びに様式2Iの5、様式3Iの6及び様式4Iの7中「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による変更後の特定個人情報保護評価指針(以下「新指針」という。)第9の2(1)イの規定及びこの告示の施行の際現に変更前の特定個人情報保護評価指針(以下「旧指針」という。)の規定により公表されている変更前の様式2(Iの5を除く。)については、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 新指針第9の2(1)ア、(2)ア及び(3)アの規定並びに附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧指針の規定により公表されている変更前の様式2Iの5、様式3Iの6及び様式4Iの7中「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、所属長の役職名及び氏

名に変更がない限りにおいて、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

